

2 景観形成に関する組織の活用

(1) 景観協議会（法第 15 条第 1 項）

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされている。

ポイント

- ◆ 景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織である。
- ◆ この協議会において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。（法第 15 条第 3 項）

景観協議会の構成（法第 15 条第 1 項）

■ 景観協議会を組織できる者

- ・ 景観行政団体
- ・ 景観重要公共施設の管理者
- ・ 景観整備機構

■ 必要と認める場合に加えることができる者

- ・ 関係行政団体
- ・ 観光関係団体
- ・ 商工関係団体
- ・ 農林漁業団体
- ・ 電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者
- ・ 住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者

留意事項等

- ◆ 良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観形成に関わりを持つ、様々な立場の関係者が、共通の場を設けて、利害の異なる課題について協議・調整を図りながら粘り強く、課題解決を図っていくことが有効であることから、景観協議会の制度を創設したものであり、その積極的な活用が望ましい。
- ◆ 一の景観計画区域において、複数の課題が存在する場合は、（必須参加者のほか）それぞれの課題の関係者により構成される複数の景観協議会を組織して差し支えない。
- ◆ 隣接する二以上の景観計画区域が連携し、広域的な観点から調和のとれた景観形成を推進する必要があるような場合には、互いの景観協議会に他方が関係行政機関として構成員となり、二以上の景観協議会を共同開催するなど、一体的に運用することも考えられる。

景観協議会を設置する場合としては、例えば以下のようなものが考えられる。

景観協議会の基本的な考え方

- ・ シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来景観重要公共施設になることが見込まれる施設及びその周辺のまちが一体となった景観形成を推進するため、景観行政団体、当該公共施設の管理者、電気事業者、周辺商店街振興組合、商工会、地区住民等が参加し、景観重要公共施設としての整備方針及び占用の許可の方針の検討、オープンカフェの設置・運営方法等、周辺地域を含めた景観形成のあり方の検討等を行う場合
- ・ 鉄道駅周辺等の交流拠点において、良好な景観形成と地域活性化を一体的に推進するため、景観行政団体、駅前広場の管理者、鉄道事業者、バス事業者、周辺商店街振興組合、地区住民等が参加し、駅周辺の景観計画の案の検討、花いっぱい運動、活性化イベントの開催等の関係者の協働による景観形成・地域活性化策の検討等を行う場合
- ・ 歴史的なまちなみや、景観資源が散在する地域で、良好な景観形成と観光振興、地域活性化を一体的に推進するため、景観行政団体、景観整備機構、公共施設管理者、地域住民、観光協会、周辺事業者等が参加して、歴史的な街並みの景観形成基準の検討や、景観重要建造物の利活用方策、回遊性を高めるサイン計画や歴史と調和したみちづくりの検討等を行う場合
- ・ スキー場や温泉等のリゾート施設が集積する地帯において、リゾート景観の創出を図るため、景観行政団体や観光協会、鉄道事業者、周辺事業者等が参加して、周辺の自然環境と調和した屋外広告物、建築物等のあり方や集合看板化の検討等を行う場合
- ・ 山岳、海峡、湖、河川等の広域的な景観の保全を図るため、景観行政団体、関係する市町村及び都道府県、景観整備機構、景観の保全形成活動を行うNPO等が参加して、広域にわたる景観の保全に向けた景観形成基準の検討等を行う場合

◆ 任意の景観協議会の活用

景観計画の策定前においても、景観協議会と同様の構成員による任意の景観協議会を組織し、景観計画案の検討等を行い、景観計画策定後、法定の景観協議会へ移行することも有効である。

特に、将来、「景観重要公共施設」に位置付けたいと考えている公共施設の管理者については、任意の景観協議会の段階から参加を求めることが、その後の連携を図る上で有効である。

(他県の取組事例)

○景観協議会(例) ー大阪市・御堂筋地区景観協議会: 地区レベルでの活動(法定協議会)ー

対象区域

◆協議項目

御堂筋まちなみ誘導制度で形成される景観と調和したまちづくりや地域活性化

- ①御堂筋の景観形成基準
- ②建物の形態意匠
- ③御堂筋沿道でのにぎわい等
- ④活性化運動, イベント等



(出典: 大阪市ホームページより)

◆構成メンバー

- ①景観行政団体(大阪市)
- ②公共施設管理者
(国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所)
- ③沿道地権者
(景観法第11条第1項に規定する土地所有者等)
- ④学識経験者
- ⑤その他良好な景観形成の促進のための活動を行うもの

○景観協議会(例) ー福岡県・矢部川流域景観協議会: 任意協議会からの広域的な活動ー

◆協議会設立の目的

豊かな自然が残る矢部川流域には、利水治水はもちろんのこと、生態系、歴史、文化、伝統産業など様々な面で相互につながりをもつ多様な景観が展開しています。

これらの景観を、源流から河口までを含む流域全体の共有財産としてとらえ、協働して守り育てていくための第一歩として、H19年5月に「矢部川流域景観テーマ協定」が締結されました。

こうした取組を実現するための具体的なルールと仕組みをつくり、魅力的な流域づくりを推進するための協議・連携の場としてスタートしたのが「矢部川流域景観協議会」です。

今後、ワークショップ等とおして景観法に基づく景観計画づくりを進めるとともに、息の長い活動が地域に根ざしていくことを目指していきます。

◆対象エリア

行政等	柳川市 八女市 筑後市 みやま市 黒木町 立花町 矢部村 星野村 国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所 国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所 福岡県
業界団体等	矢部川漁業協同組合 柳川商工会議所 三瓶町商工会 大和町商工会 柳川市観光協会 八女商工会議所 八女市上福町商工会 筑後市商工会議所 筑後市観光協会 瀬高町商工会 山川町商工会 高田町商工会 黒木町商工会 立花町観光協会 立花町商工会 星野村商工会 星野村観光協会 福岡八女農業協同組合 社団法人福岡県建築士会柳川支部 社団法人福岡県建築士会八女支部
地域団体等	【矢部川をつなぐ会】 八女森林組合 NPO法人グラウンドワーク福岡 立花会 八女水の会 日本野鳥の会筑後支部 観と自然を守る会 NPO法人世界子ども愛樹祭コンクールコスモネット 山村塾 八女21青年の会 NPO法人八女文化振興機構 NPO法人白城の里田大内部保存会 白木ふるさと保存会 NPO法人まちづくりネットワークちくご NPO法人芸術の森デザイン会議 八女デザイン会議 八女ふるさと塾 エコネットちくご



(出典: 福岡県ホームページより)

(2) 景観整備機構（法第92条第1項）

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度である。

景観整備機構の業務（法第93条第1項）

第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
第2号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
第5号	第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

留意事項等

- ◆ 行政が実施しにくいソフトな施策について、景観整備機構が役割分担することで、ソフトとハードを含めた総合的な景観づくりへの取組が可能となる。
- ◆ 本制度に基づき、良好な景観の保全・整備の推進を図ることを目的とする公益法人等において、景観整備機構の指定の推進を図り、民間活力を活用した良好な景観の形成の推進を図ることが望ましい。
- ◆ 景観整備機構は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体と役割分担しながら、共に良好な景観の形成の推進を図るものであり、景観行政団体はこの趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。一つの景観行政団体が、複数の景観整備機構の指定を行うことは差し支えない。
- ◆ なお、景観行政団体の長に指定された景観整備機構は、当該景観行政団体の区域において業務を行うものであって、複数の景観行政団体の区域において、景観整備機構としての業務を行う場合は、それぞれの景観行政団体の長の指定が必要となる。
- ◆ 景観行政団体が、景観整備機構の指定を行うに当たっては、当該公益法人又はNPOが、法第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断すべきである。

- ◆ 指定の申請に当たっては、定款又は寄付行為のほか、業務計画書、事業計画書、資金計画書等、当該公益法人又はNPOが当該業務を適正かつ確実に遂行する能力を有するか否かを判断するために必要となる書類を提出させることが望ましい。

- ◆ 県では、「鹿児島県景観整備機構の指定に関する事務取扱要領」を定めており、これに基づき、指定手続を行っている。

《→県の景観整備機構の指定状況は95p参照》

- ◆ 景観行政団体になった市町村が景観整備機構を指定するに当たっては、このような取扱要領を定め、それに基づき行うことが望ましい。

※ 鹿児島県景観整備機構の指定に関する事務取扱要領は下記のホームページに掲載。

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/chiki/keisei/keikanhou/keikanseibikikou.html>

(参考) 景観整備機構（鹿児島県建築士会）の取組



タウンウォッチング



ワークショップ

本県の景観整備機構の指定について（平成20年3月現在）

法人名		社団法人鹿児島県建築士会
県の指定日		平成19年7月24日
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士法の規定によって各都道府県ごとに設けられた公益法人。 ・建築士資格（一級・二級・木造建築士）を持つ個人（正会員）及び将来の建築士を目指す個人（準会員）、会活動をサポートする賛助会員（法人）で構成された資格団体である。
	組織	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の建築士等が加入。県内各地に13支部を有し、会員は、2500名を超える。 ・まちづくりなど、各種委員会を構成。 ・青年部、女性部を有し、幅広い年齢層で活動している。
	景観に関するこれまでの活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・技術講習会、講演会 ・タウンウォッチング ・建築探険隊 ・薩摩街道に関する保存活動 など

法人名		社団法人鹿児島県造園建設業協会
県の指定日		平成19年8月23日
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「造園業」を営む個人又は法人で構成する鹿児島県知事の認可を受けた公益法人。 ・造園技術の向上と育成を図り造園建設業の健全なる発展に資し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。
	組織	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長2名、理事6名、専務理事1名、監事3名の役員で構成。 ・協会内で、総務委員会、企画広報委員会、技術委員会、経営委員会の4つの委員会があり、活発に活動している。会員数は、82社となっている。
	景観に関するこれまでの活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどりの日」やイベント等での花苗、チラシ等の配布 ・西郷隆盛銅像公園等での清掃奉仕作業 ・マリポート植栽に関する樹木選定、土壌改良等の各種提言 ・景観に関する研修会 ・鹿児島市電の軌道緑化の施工 など

・ 景観審議会

景観計画の策定や、勧告・変更命令の検討等に当たっては、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の第三者機関からの専門的見地を踏まえることが望ましい。

ポイント

- ◆ 景観審議会等は、景観法の規定により設置するものではなく、景観条例等で任意に設置するものである。

景観審議会

〔構成イメージ〕

- ・ 学識経験者、有識者(景観、都市計画、土木、建築、デザイン等)
- ・ NPO法人の代表
- ・ 住民代表
- ・ 国、県等の関係部局
- ・ その地域の景観形成に関係する公益事業者 等

〔審議事項〕

- ・ 景観計画の策定、変更
- ・ 景観法に基づく勧告、変更命令
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定・解除
- ・ 景観地区、準景観地区又は地区計画の認定の手続 等

<県内の状況>

鹿児島市景観条例（抜粋）

（景観審議会）

第19条 本市の景観形成に関する事項について調査審議を行うため、鹿児島市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- ・ 景観計画の策定、変更及び廃止に関すること。
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除に関すること。
- ・ 法第17条第1項の規定による命令に関すること。
- ・ 景観計画に定めた建築物等の高さ又は色彩に関する基準の運用に関すること。
- ・ その他景観形成に関し必要な事項

（以下 略）

・ 庁内連絡会議

景観形成に関係する部局（企画、土木、農政、林務水産、商工観光等）間の連携のため、横断的な会議を設置することが有効である。

留意事項等

- ◆ 景観形成に関する取組は規制・誘導に限らず、多くの分野にわたって総合的に取り組むことが必要となることから、市町村において、横断的な庁内の推進体制を整え、景観形成に係る方針や各種施策の検討・協議を行っていくことが望ましい。

また、必要に応じて、景観研修等により、職員の資質向上を図ることも必要である。

〔参考〕

鹿児島県景観形成推進連絡会議

会議の趣旨

本県の景観形成について、総合的な調整を図り、また、景観に配慮した公共事業を推進するために設置する。

構成課

部 等 名	課 名
総 務 部	市町村課
企 画 部	地域政策課
環 境 生 活 部	生活・文化課 環境政策課 環境保護課
商 工 労 働 部	商工政策課 観光課 産業立地課
農 政 部	農政課 農村振興課 農地整備課 農地建設課
林 務 水 産 部	林務水産課 林業振興課 森林整備課 水産振興課 漁港漁場課
土 木 部	監理用地課 技術管理課 道路建設課 道路維持課 河川課 砂防課 港湾空港課 都市計画課 建築課
教 育 庁	総務福利課 学校施設課 文化財課
県 警 本 部	交通規制課